

# 一般競争入札（事後審査型）Q&A（物品）

## 1 制度全般に関するQ & A

Q. 1 一般競争入札（事後審査型）はどういう入札方法ですか？

A. 1 石岡市入札参加有資格名簿に登載されている者を対象として入札参加に係る資格要件を公告し、当該資格要件を満たすものが自由に参加し、開札後に有効な入札のうち入札価格の低い者から資格要件の審査を実施し、資格要件が適格である場合に決定する入札方法です。

Q. 2 開札の立会いは？

A. 2 当該入札案件の入札参加者で希望があれば、開札の立会いができます。

## 2 入札参加に関するQ & A

Q. 3 発注情報（公告）は、どのように公表するのですか？

A. 3 原則火曜日に石岡市ホームページ「一般競争入札情報」の発注情報をお知らせします。

Q. 4 入札参加（郵便入札）に必要な書類及び提出方法はどのようになりますか？

A. 4 ・質疑、同等品確認については、公告で指定された方法で提出してください。

- ・入札書等については以下の書類を封筒に入れ、「一般書留」か「簡易書留」のいずれかの方法で日本郵便（株）石岡郵便局留へ局留扱いで郵送してください。なお、封筒には、件名、入札日、会社名を記入してください。

(1)入札書

(2)その他公告で示した書類

Q. 5 入札参加要件に該当するかわからない場合はどうしたらよいですか？

A. 5 入札参加しようとする発注公告をお手元にご用意の上、総務部契約検査課（0299-23-1111）までお問合せください。

### 3 開札時の落札候補者決定に関するQ & A

Q. 6 最低価格入札者が同額で複数ある場合、どのように落札候補者を決定しますか？

A. 6 同額者が複数いた場合は、日を改めて同額者による「くじ」にて落札候補者を決定します。

Q. 7 「くじ」により落札候補者が決定し、事後審査において無効となった場合、次の落札候補者は誰になるのか？

A. 7 複数の同額者による「くじ」において、同時に落札候補順位も決定する方法でくじ引きを行います。落札候補順位を第1順位、第2順位とつけておくことにより、第1順位者が事後審査で無効になれば、第2順位者が次の落札候補者となります。

### 4 事後審査に関するQ & A

Q. 8 事後審査ではどのような項目を審査するのか？

A. 8 入札参加資格要件について、以下の項目について審査をします。

- (1) 指名停止期間中でないか
- (2) その他公告において示した内容

Q. 9 落札候補者となった場合、どのような連絡があるのですか？

A. 9 開札後、落札候補者には、FAXにて「落札候補者通知」を送付し、FAX受信確認の電話をします。「落札候補者通知」に提出期限、提出に必要な書類等が記載されていますので、通知内容に従って提出してください。

Q. 10 落札候補者になった場合、いつまでにどのような書類を提出しなければなりませんか？期限までに提出できない場合はどのようになりますか？

A. 10 開札日の翌日（閉庁日は除く）までに「落札候補者通知」に記載された書類を、FAXでお送りください。期限までに提出できない場合は、入札参加資格要件を満たさないものとみなし、入札

無効となり、落札の権利がなくなります。また、場合によっては、指名停止等の措置を講じることもあります。